平成26年10月に起業者が実施した交通量調査によると、県道都城霧島公園線の自動車交通量は都城市鷹尾３丁目４―24地点で14,302台／日であり、混雑度は1.51となっている。

本件事業の完成により、都城市の市街地を迂回する新たな自動車専用道路が整備され、供用済みである都城志布志道路等と一体となって都城市街地の通過交通を分担することなどから、物流の効率化等及び県道都城霧島公園線における交通混雑の緩和が図られるとともに、現道の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である宮崎県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成11年５月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年１月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコアジサシ、タマシギ及びセイタカシギその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハナガガシ、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、イトトリゲモ及びエビネその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が13箇所存在するが、このうち８箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る５箇所についても宮崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、供用済みである都城志布志道路等と一体となって都城市街地の通過交通を分担することなどを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、都城市街地を迂回する４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年６月10日に都市計画決定され平成23年１月20日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道はこれまで自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があり、また、県道都城霧島公園線の交通混雑の緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、都城市長を会長とする都城志布志道路建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県都城市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

宮崎県都城市乙房町、志比田町、横市町及び南横市町地内

○防衛省告示第五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日時	平成二十七年四月六日（予備、同七日）の〇六〇〇から二二〇〇まで
区域	沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線の(ア)及び(エ)の地点を順次結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯二六度二三分一四五秒　東経一二八度一九分一四三秒 (イ)　北緯二六度〇六分一九分　東経一二七度〇九分二四五秒 (ウ)　北緯二三度〇六分一九分　東経一二七度〇九分二四三秒 (エ)　北緯二三度一度五六分一九分　東経一二六度一度五九分二四三秒
その他の実施艦等	一　自衛艦十三隻 二　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認して実施する。 三　実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。 四　射撃訓練等は、前記区域の各点の緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日時	平成二十七年四月四日（予備、同月五日）の〇七〇〇から二一〇〇まで
区域	若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線の(ア)及び(エ)の地点を順次結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三五度四〇分一一秒　東経一三五度二二分一九分一五〇秒 (イ)　北緯三五度三二分一九分　東経一三五度四〇分一一秒 (ウ)　北緯三五度三二分一九分　東経一三五度四〇分一四九秒 (エ)　北緯三五度五〇分一九分　東経一三六度三四分一四九秒
その他の実施艦等	一　自衛艦八隻 二　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認して実施する。 三　実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。 四　射撃訓練は、前記区域の各点の緯度は、世界測地系の数値である。